

大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和5年2月21日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第2号

大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員(法第28条の6第4項に規定する職員を除く。以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員(地方公務員法第28条の2第4項に規定する職員を除く。以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

(定年)

第3条 前条の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き

(定年)

第3条 前条の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員をその者が定年退職日において従事していた職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務場所その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き

続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 企業長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 企業長は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、企業長が定める。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項本文の条例で定める職は、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）第4条第1項に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項本文の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 企業長は、第1項の期限又は前項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が存しなくなつたと認めるときは、その期限を繰り上げることができる。

4 企業長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合、第2項の規定により期限を延長する場合又は前項の規定により期限を繰り上げる場合には、その職員の同意を得なければならない。

5 前各項の規定の実施に関し必要な手続は、企業長が定める。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 企業長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3及び第27条第1項並びに労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条第1号本文に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に掲げる標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

（2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（3） 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 企業長は、他の職への降任等をす

べき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 企業長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 企業長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として企業長が定める管理監督職をいう。以下この項及び第5項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 企業長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 企業長は、前条の規定により異動

期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 企業長は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 企業長は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 企業長は、前条本文の規定によるほか、大阪広域水道企業団規約第2条に規定する構成団体の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

1 (略)

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 企業長は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用され

附 則

(略)

た日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公表）</p> <p>第2条 企業長は、毎年11月末日までに、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>（1）～（11） （略）</p> <p>2 前項の規定による公表は、<u>インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</u></p>	<p>（公表）</p> <p>第2条 企業長は、毎年11月末日までに、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>（1）～（11） （略）</p> <p>2 前項の規定による公表は、<u>大阪広域水道企業団公告式条例（平成22年大阪広域水道企業団条例第1号）に定める方法その他必要に応じ企業長が適当と認める方法により行うものとする。</u></p>

（大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業団職員で一般職に属する地方</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業団職員で一般職に属する地方</p>

公務員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。

2・3 （略）

（時間外勤務手当）

第12条 （略）

2 （略）

（1） （略）

（2） 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

（3） 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第26条 第5条、第6条、第8条、第10条及び第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

1～4 （略）

（60歳を超える職員の給料に係る特例）

5 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料につ

公務員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。

2・3 （略）

（時間外勤務手当）

第12条 （略）

2 （略）

（1） （略）

（2） 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員

（3） 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

（再任用職員等についての適用除外）

第26条 第5条、第6条、第8条、第10条及び第19条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定より採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

1～4 （略）

いては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）附則第8項及び第9項の規定の例により企業長が別に定める。

（大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）の分限 <u>（法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）に該当する降任及び他の職への降任等に伴う降給を除く。第3条第4項を除き、以下同じ。）</u> に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（降任、免職、休職又は降給の手続）</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>企業長は、職員に対し、他の職への降任等に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴う降給をする場合には、企業長が定めるところにより、その旨を当該職員に通知するものとする。</u></p> <p>（休職の効果）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 非常勤職員（<u>法第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）の分限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（降任、免職又は休職の手続）</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（休職の効果）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 非常勤職員（<u>法第28条の5第1項、第28条の6第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。）に対</p>

く。)に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により企業長が定める任期の範囲内」とする。

附 則

1～4 (略)

(60歳を超える職員の降給に関する特例)

5. 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号)附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第1条及び第3条第4項の規定の適用については、当分の間、第1条中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給並びに大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第5項の規定による降給」と、第3条第4項中「又は他の職への降任等に伴う降給」とあるのは「若しくは他の職への降任等に伴う降給又は大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第5項の規定による降給」とする。

する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により企業長が定める任期の範囲内」とする。

附 則

1～4 (略)

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 (略) (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 (略) (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</u>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号)</u> 第22条に規定する条件付採用になっている職員（企業長が定める職員を除く。）</p> <p>(4) 大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号）<u>第4条第1項本文の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) <u>大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（企業長が定める職員を除く。）</p> <p>(4) 大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号）<u>第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) (略)</p>
--	---

（大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
 第6条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

職を占める職員

(大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第7条 大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例(平成28年大阪広域水道企業団条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員(条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員を除く。))を除く。以下「職員」という。)の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員(条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下「職員」という。)の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

(大阪広域水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 大阪広域水道企業団職員の再任用に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第10号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 企業長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 企業長は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条（新定年条例附則第2項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他企業長が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（企業長が定める職にあつては、企業長が定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 企業長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地

方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された者のうち、同条第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 施行日以後に新地方公務員法第22条の5第2項の規定により採用された者のうち、同条第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 改正法附則第4条第1項及び第2項の任期又は同条第3項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、改正法附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用する者又は同条第3項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

第4条 企業長は前条第1項の規定によるほか、大阪広域水道企業団規約第2条に規定する構成団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、前条第2項の規定によるほか、構成団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項の規定を準用する。

第5条 企業長は、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。）に達しているもの（新地方公務員法第22条の4第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項の規定を準用する。

第6条 企業長は、前条第1項の規定によるほか、構成団体における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、前条第2項の規定によるほか、構成団体における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新地方公務員法第22条の5第2項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項の規定を準用する。

第7条 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）

の改正法附則第4条第3項（改正法附則第5条第5項、第6条第3項及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

2 企業長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

（改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 企業長は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他企業長が定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該企業長が定める短時間勤務の職にあつては、企業長が定める者)を、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該企業長が定める短時間勤務の職にあつては、企業長が定

める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢等)

第12条 改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

2 改正法附則第2条第3項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認については、新定年条例附則第3項の規定の例による。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員のうち、短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)に対する第2条の規定による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「又は第22条の5第2項」とあるのは、「若しくは第22条の5第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第2項若しくは第4項」とする。

(大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第3条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新給与条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項」とあるのは、「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第2項若しくは第4項」とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項の規定を適用する。

第16条 新給与条例第5条、第6条、第8条、第10条、第19条及び新給与条例附則第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第4条に規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例第4条第4項の規定の適用については、同項中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項」とあるのは、「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項

若しくは第7条第2項若しくは第4項」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用職員のうち、常時勤務の職を占めるものに対する第5条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の適用については、「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第2項若しくは第4項の規定により採用される職員を除く。））」とする。

（大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第7条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例第1条の規定の適用については、同条中「又は第22条の5第2項」とあるのは、「若しくは第22条の5第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第2項若しくは第4項」とする。